

茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業実施要領 新旧対照表

茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染 及び健康被害に係る緊急措置事業実施要領（新）	茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染 及び健康被害に係る緊急措置事業実施要領（旧）
<p>第1章 総則 ～ 第9章 雑則 （略）</p> <p>附則</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 事業は、<u>令和5年</u>6月を目途として、ジフェニルアルシン酸のばく露に係る者の症候及び病態の解明の状況を勘案し、その全般について検討を行うものとし、環境省が検討会の意見を聴いてその目的を達成したと認めたときに終了する。</p> <p>4～7（略）</p>	<p>第1章 総則 ～ 第9章 雑則 （略）</p> <p>附則</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 事業は、<u>平成32年</u>6月を目途として、ジフェニルアルシン酸のばく露に係る者の症候及び病態の解明の状況を勘案し、その全般について検討を行うものとし、環境省が検討会の意見を聴いてその目的を達成したと認めたときに終了する。</p> <p>4～7（略）</p>

※ 様式については、元号の記載について必要な修正を行う。